

	号外	定価1部2円	人事委員会交渉が ヤマ場です。現場 で踏ん張っている 職員に報いる改善 勧告実現のため決 起集会へ参加を！	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2380
	第3種郵便物認可	岩手県庁内		2016年 9月28日

2016県人勸⑤ 9.27人事委員会事務局長交渉

3年連続のプラス較差!も 具体策示さず

月例給・一時金 勧告は10月中旬・改定は微妙? 扶養手当見直し 未だ 「検討中!?!」 10.12 人事委員長交渉・県庁座り込み! 職員の声を聞け!

岩手県地方公務員共闘会議（議長 佐藤淳一岩教組委員長）は、9月27日県人勸に向けて要請事項に対する検討状況の確認と、実態を踏まえた改善勧告を求め、人事委員会 佐藤事務局長との交渉を行った。

冒頭、当日までに集約した人事委員長あて大型ハガキ署名（569枚・4,042筆）を手交し、組合員の声を届けた。

【交渉概要】

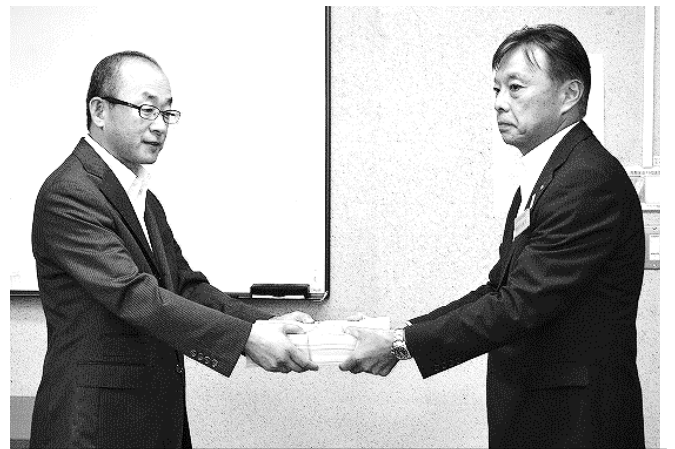
佐藤事務局長から、勧告時期は10月中旬となる

とし、公民較差は昨年を下回るものの月例給・一時金とも民間が公務員を上回ると回答した。ただ給料表の改定については較差を踏まえ検討中との不満の残る回答となった。

扶養手当の見直しでは、「委員会でも協議を重ねているが、検討途上」とし、依然方向性を示さず大いに不満の残る回答となった。地公共闘は、単に国準抛とせず、当県の実態を踏まえた検討を求めた。

諸手当改善のうち、通勤手当は運賃改定等の状況や通勤実態を踏まえ「人事委員会での対応が必要と考えている」との踏み込んだ見解を引き出したものの、実態を比較検討中との回答から、前進回答を強く求めた。

地公共闘ではこれらの回答に対し、現場で踏ん張る職員に報いるため、検討が進んでいないとの判断から、10月12日人事委員長交渉に座り込み交渉支援を配置し、粘り強く交渉していくことを確認した。交渉の詳細は裏面のとおりに。



佐藤事務局長に大型ハガキを手交する佐藤議長（左）



回答する佐藤事務局長

月例給・一時金の改定

(地公共闘) 勧告時期はいつか。公民較差の見直しはどうか。

(事務局長) 勧告日は10月中旬をめざし作業を進めている。月例給は昨年ほどではないが、プラスの傾向にある。一時金も民間が職員を上回るのではないかと考えている。

(地公共闘) 給与制度の総合的見直しの現給保障対象者が多い中、全職員が実感できる改定をすべき。

配偶者の扶養手当見直し

(地公共闘) 手当の見直しで配偶者を扶養する世帯を中心に減額となる。さらに民間でも手当の見直しを行う企業は少数であるため、拙速に国に追随するのではなく、県の状況を踏まえて判断すべき。

(事務局長) 委員会でも十分な検討が必要だと認識している。協議を重ねているが未だ検討途上にある。

高齢層職員の賃金改善

(地公共闘) 高齢層職員の職務実態を踏まえた改善をすべき。これまでの制度で給料が上がらない上に、給与制度の総合的見直しで現給保障が3年と限定され、勤務意欲を削いでいる実態にある。

(事務局長) 民間との均衡を踏まえて給与決定するのが原則。国、他県の均衡を考慮し検討している。

(地公共闘) 現給保障対象者が3年で解消されるかが課題。できなければ保障期間を見直すべき。

諸手当改善

(地公共闘) 通勤手当について、広い県土において長距離通勤を余儀なくされる実態であり、改善勧告を行うべき。被災地等での住居費の高騰を踏まえ住居手当も改善が必要だ。

(事務局長) 通勤手当は、昨年の報告を踏まえ、運賃改定の状況、職員の自己負担の実態などの検討を進めており、人事委員会で対応を検討している。住居手当は今年の国人勧でも言及されておらず、他県の動向を注視して検討していく。

子育て支援に係る休暇制度の拡充

(地公共闘) 子育て支援に向けて現制度の拡充、新制度の創設を。要求事項である子の看護休暇の対象年齢の引き上げなどは既に他県で導入されているものであり、当県での実施を。

(事務局長) 県も育児、介護との両立支援のため多様な働き方に対応した制度の確立と勤務環境の整備が必要。休暇の拡充を含めて、他県、職員の取得状況を含めて検討していきたい。

県人勧へ大詰め! 10.12「生活防衛」地公共闘総決起集会・ 県庁座り込み交渉支援行動!

◎10.12「生活防衛」総決起集会 10月12日(水) 10時00分～

於：岩手県公会堂大ホール

◎県庁座り込み 10月12日(水) 11時00分～

於：県庁 10階・11階

国体対応・超勤の注意点

超過勤務の対象となる自運転での移動について、次の場合超勤の対象から除かれますので、注意して下さい。

◎通勤区間を通勤と同様に私用車で移動する場合、通勤時間との判断になり、超勤対象となりません。

例：自家用車で「盛岡～花巻」を通勤の場合。国体対応で時間外に「盛岡～北上」に移動する場合、「盛岡～花巻」分は対象外となり、「花巻～北上」分が超勤対象となります。※詳細は問い合わせ下さい。